

■ 4条1項11号

不服 2019-6626

＜本願商標＞

「LEPS」（標準文字）

第9類「太陽電池，配電用又は制御用の機械器具，回轉變流機，調相機」

※補正後の指定商品

＜結論＞

原査定を取り消す。本願商標は，登録すべきものとする。

＜原査定理由＞

LEPUS

引用商標：

第12類「自動車並びにその部品及び附属品，二輪自動車・自転車並びにそれらの部品及び附属品，陸上の乗物用の交流電動機又は直流電動機」

＜理由＞

※読みやすくなるように、以下、当事務所にて下線や改行等を挿入しております。

(1) 本願商標

本願商標は，「LEPS」の文字を標準文字で表してなるところ，当該文字は，辞書類に載録された成語とは認められないから，特定の語義を有しない一種の造語として理解されるものである。

そして，欧文字からなる造語の場合は，我が国で一般に普及した英語の読みによって称呼されるものであるから，本願商標は，英語の読みによって「レプス」の称呼を生じるものである。

したがって，本願商標は，「レプス」の称呼を生じ，特定の観念を生じないものである。

(2) 引用商標

引用商標は、「LEPUS」の文字を横書きしてなるところ、当該文字は、「うさぎ座」等の意味を有する語として辞書に掲載されているとしても（甲3）一般に広く親しまれた語とはいえ、特定の意味合いを想起させることのない一種の造語として認識されるというのが相当である。

そして、欧文字からなる造語の場合は、我が国で一般に普及した英語の読みに倣って称呼されるものであるところ、引用商標の構成中の3文字目以降の「PUS」の文字部分については、例えば、英語の「OCTPUS」を「オクトパス」、「CAMPUS」を「キャンパス」と発音するのに倣って「パス」と発音されるとみるのが相当であるから、本願商標全体としては英語風に「レパス」の称呼が生じるというのが自然である。

したがって、引用商標は、「レパス」の称呼を生じ、特定の観念を生じないものである。

(3) 本願商標と引用商標との類否

本願商標と引用商標との類否について検討すると、本願商標と引用商標とは、外観においては、語頭の「LEP」と語尾の「S」のつづりが共通するとしても、4文字と5文字という短い文字構成において、中間部の「U」の有無の差異は、視覚的な印象が相違することは明らかであるから、両者は、外観上、相紛れるおそれのないものである。

次に、称呼においては、本願商標から生じる「レパス」の称呼と引用商標から生じる「レパス」の称呼とは、第2音において、「プ」と「パ」の差異を有するものであるが、共に全体がわずか3音からなるごく短い称呼においては、当該差異が、称呼全体に及ぼす影響は決して小さいものとはいえ、両称呼をそれぞれ一連に称呼した場合、語調、語感を異にし、称呼上、明瞭に聴別し得るものである。

そして、観念においては、本願商標と引用商標は、特定の観念を生じないものであるから、両者は、観念上、比較することができないものである。

そうすると、本願商標と引用商標とは、外観において相紛れるおそれのないものであり、称呼においても明瞭に聴別し得るものであるから、観念において比較することができないとしても、両者の外観、称呼、観念等によって取引者、需要者に与える印象、記憶、連想等を総合して全体的に考察すれば、両者は相紛れるおそれのない非類似の商標であるというのが相当である。

(4) まとめ

以上のとおり、本願商標は、引用商標とは非類似の商標であるから、両商標の指定商品が類似するとしても、本願商標が商標法第4条第1項第11号に該当するとして本願を拒絶した原査定は、取消しを免れない。

その他、本願について拒絶の理由を発見しない。

よって、結論のとおり審決する。

<弁理士コメント>

本願商標「LEPS」と、引用商標「LEPUS」は、外観において相紛れるおそれのないものであり、称呼においても明瞭に聴別し得るものであるから、観念において比較することができないとしても、両者の外観、称呼、観念等によって取引者、需要者に与える印象、記憶、連想等を総合して全体的に考察すれば、両者は相紛れるおそれのない非類似の商標であるというのが相当である、と判断されました。

引用商標「LEPUS」からは、「レパス」の称呼のみが生じると認定されていますが、これについては、疑問の声が上がるように思います。

たしかに、「LEPUS」が「うさぎ座」等を意味する単語として広く親しまれているとは言えないとは思いますが、そのような場合にはまず、「ローマ字読み」にて「レパス」の称呼認定をするのが一般的ではないでしょうか。また、「レパス」の称呼が生じ得るにしていれば、同時に「レパス」の称呼をも生じると言えるように思います。

ちなみに、「うさぎ座」の「LEPUS」は、「レパス」と読まれるのが一般的なようです。

本審決からは、どうも強引に非類似の方向に持っていった印象を受けます。引用商標「LEPUS」は、三菱自動車工業株式会社が保有しているようですが、はたして「レパス」という称呼を意図していたのかどうか、個人的には気になるところです。

なお、J-PlatPatで検索用に付けられている「LEPUS」の称呼は、「レパス、リーパス」となっていますから、「レパス」で称呼類似検索をしても、かなり下の方に表示され、うっかりしていると調査で見落とす可能性もありそうです。

逆に言えば、本事件は、「PUS」の欧文字を含む商標は、「パス」の称呼についても調査を漏らさないように注意する必要がある、という教訓になります。

(弁理士 永露 祥生)

<2020年4月22日>